

## 春秋褒章候補者推薦要領（抜粋）

春秋褒章（緑綬褒章、黄綬褒章及び藍綬褒章）候補者の推薦は、この要領によるものとする。

### 1 推薦基準

#### （1）緑綬褒章関係

自ら進んで社会に奉仕する活動に従事し徳行顕著な個人又は団体が当該事情に関する大臣表彰受賞者であること。

#### （2）黄綬褒章関係

ア 業務（生業）におおむね20年以上精励し、衆民の模範と認められる者であること。

（ア）厚生労働関係分野で優れた事績を上げ、当該事績に関する大臣表彰受賞者

（イ）身体障害者であってよくその障害を克服し、社会生活を継続して営んでいる者で優れた事績をあげ、当該事績に関する大臣表彰受賞者

イ 労苦の多い分野の業務におおむね20年以上従事した者で優れた事績を上げ、当該事績に関する大臣表彰受賞者であること。

#### （3）藍綬褒章関係

社会福祉、保健衛生、社会保険、労働行政、労使関係安定その他厚生労働関係分野の事業に関し、公共の福祉等を増進し、優れた事績を上げた者であること。

### 2 推薦にあたっての留意事項

（1）候補者の選考にあたっては、社会的知名度等に偏ることなく、広く各界各層から幅広く選考すること。

また、女性候補者の積極的な推薦を行うこと。

（2）年齢及び事績内容から判断して、叙勲がふさわしいと認められる者については、原則として春秋叙勲の対象とすること。

（3）公務員としての経歴は、黄綬褒章及び藍綬褒章の対象としていないこと。公務員であった者が黄綬褒章を受けるには、民間に移った後の受章に値する功績がおおむね20年以上、又、藍綬褒章を受けるには、民間に移った後の受章に値する功績がおおむね15年以上に渡ることが必要であること。

（4）経歴、賞罰事項は、慎重かつ詳細に調査するとともに罪を犯した者、犯罪容疑者、経営上の欠陥や社会的非難のある者等国民感情にそぐわない者を推薦することのないよう注意すること。